

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の一般競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（行政機関との災害協定の有無）」の項目に加算評価されます。また、当該協定に基づく災害活動等（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害活動実績の有無）」の項目についても加算評価されます。

令和元年9月18日

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所長 山田 博道

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理している施設等に地震・大雨・大雪などの異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合、または首都直下地震道路啓開計画(八方向作戦)の北方向における道路啓開を行う場合、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定(案)(別紙-1、別紙-3)及び協定締結区間図(別紙-2、別紙-4)のとおり
- (4) 期 間 令和元年11月1日から令和4年10月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)平成31・32年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 埼玉県内または東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成16年4月1日以降に、埼玉県内または東京都内で元請けまたは下請けとして

完成・引渡しが完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績	<p>① 平成16年4月1日以降に埼玉県内または東京都内で元請けまたは下請けとして完成・引渡しが完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績のうち代表的なもの（工事規模の大きなもの）を1件記載すること。 なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。 また、共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の他、工事概要を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は、様式-1とする。</p> <p>④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい）。 ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。</p>
2) 協定締結希望路線と希望理由	<p>① 協定締結の実施希望路線について記載すること。</p> <p>② 記載様式は様式-2とする。</p> <p>※希望路線については、国道298号、国道4号のいずれか一方の路線、または国道298号、国道4号の両方の路線を選択すること。</p>
3) 協定締結希望区間と希望理由	<p>① 協定締結の実施希望区間（複数可とし希望順に区間番号を記載）を協定締結区間図（別紙-2または別紙-4）を参考にし区間番号等を記載すること。</p> <p>② 実施希望区間へ出勤するための参集場所*を選定し、上記①までの移動距離を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式-3とする。</p> <p>④ 上記の様式-3で記載した参集場所の位置を別図（技術資料補足図面）に図示すること。</p> <p>※参集場所は、自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定すること。 ※参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所が複数ある場合は代表箇所を1箇所定めること。 ※上記②の参集場所から希望区間までの移動距離は、希望区間の一番近い交差点までの距離を記入すること。</p>

<p>4) 他機関との災害応急対策業務に関する協定又は契約の締結状況</p>	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。</p> <p>② 締結している場合（締結手続き中も含む）は、協定又は契約別、名称、機関名、協定締結日、有効期間を記載すること。 なお、複数締結している場合は、全てを記載すること。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても北首都国道事務所に協力することができる理由を記載すること。</p> <p>④ 記載様式は様式－4とする。</p> <p>⑤ 記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。</p>
<p>5) 災害時に使用可能な建設資機材の保有・備蓄状況</p> <p>※「災害時」とは、国道298号の場合、埼玉県南部に震度6弱以上の地震発生を想定。国道4号の場合、首都直下地震（東京23区内で震度6弱以上）の発生を想定。</p>	<p>① 災害時に確保可能な建設資機材の保有・備蓄状況を記載すること。</p> <p>② 建設機械の記載は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配可能な建設機械とする。 ただし、所有または手配可能な建設機械については、災害時に必ず確保できることを条件とするので注意されたい。</p> <p>③ 記載内容は、建設機械ごとに名称、規格、数量、保管場所、所有者（自社・協力会社・リース会社の別）、他機関との協定との重複状況を記載すること。</p> <p>④ 資材の記載は、名称、規格、数量を記入し、保管場所については、主な保管場所を記入すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式－5とする。</p> <p>⑥ 上記③、④の保管場所を別図－1（技術資料補足図面）または別図－2（技術資料補足図面）に図示すること。 ※災害時に建設機械が北首都国道事務所へ手配可能な理由を記載すること。（様式は自由、A4版）</p>
<p>6) 災害時に出勤可能な技術者、作業員及び参集場所の状況</p>	<p>① 災害時に出勤可能な技術者（土木施工管理技術士等の資格を保有し監督の出来る者）、作業員の出勤体制、参集時間並びに参集場所を記載すること。</p> <p>② 記載する対象は、自社及び協力会社の技術者、作業員、オペレーターとする。</p> <p>③ 記載内容は、上記対象者ごとの出勤可能人数及び各自の参集時間を記入するが、協定締結期間中、災害時に最優先で北首都国道事務所の災害応急対策業務に対応可能な人数を記載すること。また、出勤可能人数のうち、他機関協定と重複登録している人数を記入すること。 なお、参集手段・時間、参集場所、参集距離の算出は、下記のとおりとする。 【参集手段】 公共交通機関及び車の利用は不可とし、徒歩または自転車による参集と想定する。 【参集場所】 自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定すること。 【参集距離】 自宅から参集場所までを直線距離で算出する。 【参集時間】 徒歩の場合は2km/h、自転車の場合は5km/hとする。 （参集時間＝直線距離÷徒歩または自転車）</p> <p>④ 平日及び夜間・休日において協力要請時に北首都国道事務所に協力するための人員を確保できる理由を記載すること。 （様式は自由、A4版）</p>

- ⑤ 記載様式は様式－６とする。
- ⑥ 上記①の参集場所を別図－１または別図－２（技術資料補足図面）に図示すること。

※担当工区の決定にあたり、3. 2) で選定した代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所を様式－６及び別図－１または別図－２（技術資料補足図面）に記入すること。

(2) 技術資料の提出

- ① 様式を北首都国道事務所HPからのダウンロードにより、入手すること。
※北首都国道事務所HPアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/>
- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効）すること。
 - ・受付期間：令和元年9月18日から令和元年10月3日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
 - ・受付場所：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課（担当：大塚）
〒340-0044 埼玉県草加市花栗3-24-15
TEL 048-941-4610（管理課直通）
FAX 048-942-8193（管理課直通）
- ③ 提出資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の記載例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。
- ④ 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD）で提出すること。なお、様式－1～6については①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とすること。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査事項及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
1) 工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成16年4月1日以降に埼玉県内または東京都内で元請けまたは下請けとして完成・引渡しが完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績の発注機関を審査する。 ② 工事実績が無い場合は協定を締結しない。
2) 協定締結希望路線の希望理由	<ul style="list-style-type: none"> ① 希望理由を参考に協定路線を選定する。 なお、協定を締結する担当路線は、希望理由のほか、他の審査項目の内容を勘案し審査する。
3) 協定締結希望区間の希望理由	<ul style="list-style-type: none"> ① 希望理由を参考に協定区間を選定する。 なお、協定を締結する担当区間は、希望理由のほか、他の審査項目の内容を勘案し決定する。 ② 参集場所から実施希望区間までの距離を審査する。
4) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 協定又は契約の締結合計数を審査する。 ② 他機関からの協力要請と重複した場合における当事務所に協力するための体制を審査する。
5) 災害時に使用可能な建設資機材の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に確保可能な建設資機材（自社、協力会社、建設機械においてはリース会社含む）について、各種機械類毎の合計台数、各種資材の数量、自社保有率を審査する。 ② 災害時に当事務所に確保可能な理由を審査する。
6) 災害時に出勤可能な	<ul style="list-style-type: none"> ① 技術員、作業員、オペレーターの出勤可能人員（自社、協力

技術者、作業員及び参集場所の状況	会社を含む)について、出勤するために参集する人員数、技術員、作業員、オペレーターの構成、参集時間並びに自社比率を審査する。 ② 災害時に当事務所に出動可能な人員の確保体制(特に平日夜間・休日の出勤体制)を審査する。
------------------	--

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に下記の技術審査の各項目を総合的に判断し選定するものである。
 なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。
- ② 協定を締結する担当区間は、技術審査項目3)の希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定するものである。
 なお、必ずしも希望区間とならない場合がある。その場合は、協議によって決定するものとする。
- ③ 提出した技術資料についてヒアリングを行う場合がある。その場合は別途日時等について連絡を行う。(令和元年10月上旬予定)

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定した者には、書面により北首都国道事務所長から通知をする。
- ② 通知は、令和元年10月中旬頃、郵送にて発送予定である。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由(非選定理由)を書面により北首都国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、北首都国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課(担当：大塚)
 〒340-0044 埼玉県草加市花栗3-24-15
 TEL 048-941-4610(管理課直通)
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確・丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
 ただし、北首都国道事務所と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結した会社が提出した様式-5(災害時に使用する建設資機材の保有・備蓄状況)、様式-6(災害時に出勤可能な技術者、作業員及び参集場所の状況)及び添付図については、必要に応じて関東地方整備局並びに関係事務所に情報提供する場合がある。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しない。

- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、協定内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。
- ・問い合わせ先：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課（担当：大塚）
〒340-0044 埼玉県草加市花栗3-24-15
TEL 048-941-4610（管理課直通）